

## 第 2 期

### 区地域福祉保健計画策定・推進指針

～地域福祉保健計画策定に携わる関係機関向け～  
(行政、社会福祉協議会、地域ケアプラザ等)

この指針は、各区で第2期区地域福祉保健計画を策定・推進していく上で、参考になる考え方や進め方をまとめたものです。

地域住民が主体となって地域の課題を解決していくためには、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等の支援機関が協力して、住民との協働により解決に向けた取組をしっかりと支援していく必要があります。

各区が区の実情を踏まえた区計画を策定し、課題解決に向けた取組を進めていくにあたって、本指針を活用していただければ幸いです。

平成 21 年 3 月

横浜市健康福祉局

横浜市社会福祉協議会

## 【目次】

### I 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけと単位	1
2 計画策定の方向性	3
3 地区別計画の目的	4
4 地域福祉保健計画と地域福祉活動計画の一体的な策定	4
(1) 一体的な策定についての考え方	4
(2) 一体的な策定に伴う対応	5

### II 計画策定・推進の進め方

1 組織・体制	7
(1) 地域福祉計画の策定・推進のための組織	7
(2) 区計画策定・推進委員会と地区別計画策定・推進組織との関係	11
2 策定準備	11
(1) 策定前の情報収集	11
(2) 地区の課題の分析・共有	13
(3) 計画策定・推進の方向性の検討	13
3 計画の策定・推進	13
(1) 区計画の策定・推進	13
(2) 地区別計画の策定・推進	14
4 計画の評価	18
(1) 区計画・地区別計画の評価の考え方	18
(2) 評価指標の例	18
(3) 評価の実施	18
(4) 評価の公表	18
5 各部署の地域福祉保健計画推進に関わる役割	19
(1) 区福祉保健センター、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ共通の役割	19
(2) 各機関の役割	19
6 関連する諸計画・事業との連携	20
(1) 対象者別の福祉保健計画	20
(2) その他地域の住民の参加を得て推進・策定する事業	22

### 参考資料

- 1 市町村地域福計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）の概要（社会保障審議会福祉部会）
- 2 地域福祉計画策定への協力ならびに地域福祉活動計画推進における社会福祉協議会の取り組み方針（全国社会福祉協議会）
- 3 地域福祉保健に関連する諸計画一覧
- 4 地域ケアシステムの経過
- 5 地域の情報把握に必要なデータや情報の例

#### \*この指針での定義

公的機関；区福祉保健センター、区社協、  
地域ケアプラザの3者  
社協；社会福祉協議会

# I 計画の基本的な考え方

## 1 計画の位置づけと単位

地域の生活課題にきめ細かく対応し、福祉保健を中心とする生活課題の解決を地域で図っていくことが、「誰もがいつまでも安心して暮らせる都市よこはまをつくらう！」という横浜市地域福祉保健計画の理念につながります。

市計画は基本的理念と方向性と市域の取組、区計画の支援策を盛り込んだ計画です。区計画は、区の方針と区域の取組、および各地区別計画と地区別計画の支援策を盛り込んだ計画、地区別計画は地域の特性や課題に合わせた取組を盛り込んだ計画です。

地区別計画、区計画、市計画のいずれも、市民と協働で策定する計画であり、行政は市民の活動を支援する責任があるため、行政計画と位置づけます。各計画の方針・内容については、各策定・推進委員会(地区別計画は策定・推進組織)が決定し、その進行管理・評価も行います。計画の最終的な決定は、それまでの策定・推進委員会での議論を充分踏まえた上で、市計画は市長の決裁、区計画は区長の決裁によります。

各計画の主な位置づけと関係は、次のとおりです。

### 〈地区別計画、区計画、市計画の関係〉

	区 計 画		市 計 画
	地 区 別 計 画	区 (全体) 計 画	
位置づけ	地域と行政が協力し、身近な地域の特性や課題を分析し、地域の特性に応じた取組を盛り込む計画。	区の特性に合わせた区民に身近な中心的な計画であり、地域の課題を解決するための方策や区の取組を盛り込む計画。	基本理念と方向性を提示し、区計画を推進するために必要な市の支援策と市域での取組を盛り込む計画。
計画期間	区計画の計画期間に準ずる。ただし、策定年は地区によって異なってもよい。	第2期計画 平成22・23年度～27年度 平成28年度から全区で期間を統一。	第2期計画 平成21年度～25年度
策定・推進組織構成例	地域住民、自治会町内会関係者、民生委員・児童委員、地区社協関係者、PTA、地域のボランティアグループ、地域内の施設や学校等の関係者など、地域の状況によって柔軟に委員の構成を検討。 ※既存の組織を活用しても、新たに組織を作ってもよい。	公募区民、自治会町内会関係者、民生委員・児童委員、保健活動推進員などの地域の委嘱委員、区社協代表、医師会等、学校・福祉施設関係者、当事者組織、市民活動団体・NPO、学識経験者、行政等から、区の状況に応じて構成する。	公募市民、自治会町内会関係者、民生委員・児童委員、保健活動推進員、食生活等改善推進員、医師会、福祉保健事業関係者、当事者団体代表、当事者支援団体代表、ボランティア代表、市民活動団体・NPO関係者、地域ケアプラザ、学識経験者、市社協
取り組む内容・機能	地域住民全員が意識すべきもの 身近な地域でのちょっとしたサポート・理解促進・交流の取組。 多世代や様々な人が知り合える交流促進。 誰でも利用できる居場所づくり。 支援が必要な人の日常生活に連動した支援策・取組。	区民全員が意識すべきもの どの地区でも取り組むべきもの。 区域の活動・事業として実施するもの。 地区をまたぐ課題に対応する取組。 プライバシー等で近隣では対応しにくい課題への支援。 区に1か所の拠点や専門機関を活用した取組。 地域では少数過ぎる課題への対応・取組。	市民全員が意識すべきもの。 全区で取り組むべきもの。 市域の活動として取り組むべきもの。 区をまたぐ課題への取組。 市域の団体・全区をカバーする団体が取り組むもの。 専門的対応の高い、専門機関やテーマ型活動、NPO等との連携や協働の取組。 対象が少数の課題への対応。 全国組織や他都市との連携で進める取組。

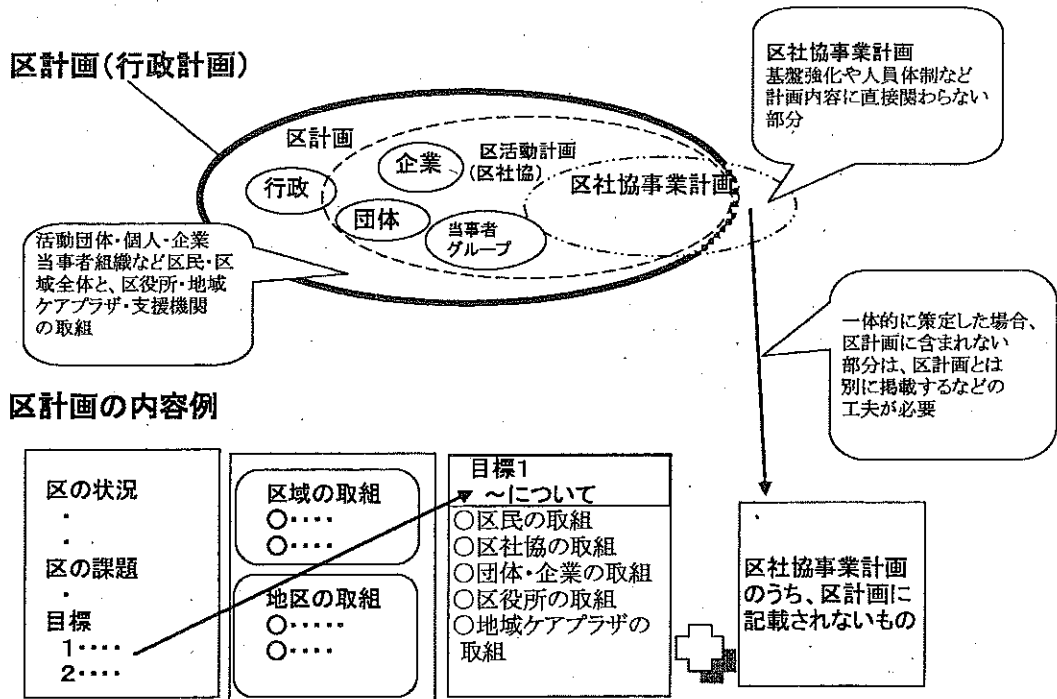
\*地区の計画は、都市計画法上の「地区計画」と混同されないよう、「地区別計画」とします。

\*行政計画とは、横浜市の施策の方向性やそれを実現するための具体的な手段を示すものです。

\*取り組む内容は標準的なものをあげましたが、表を参考にしながら区で検討します。

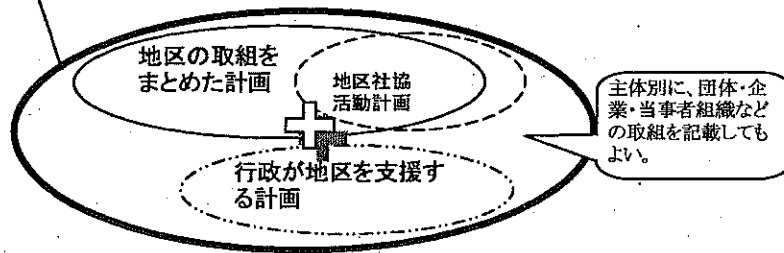
〈区計画と区社協活動計画の位置づけと区計画の内容〉

区地域福祉保健計画・社協地域福祉活動計画の関係



〈地区別計画の位置づけと地区別計画の内容〉

地区別計画(行政計画) 地区で展開する計画と行政が地区を支援する計画を合わせて地区別計画とする。



地区別計画の内容例

地区の状況 ・ ・ 地区の課題 ・ 目標 1..... 2.....	目標1 ~について ○住民の取組 ○地区社協の取組 ○団体・企業の取組 ○区役所の取組 ○区社協の取組 ○地域ケアプラザの 取組
---	--

\*「行政計画」という名称には、行政が主体で策定・推進するという印象があるため、地区に対して地区別計画が行政計画であることを積極的に伝える必要はありません。

## 2 計画策定の方向性

区民の主体的な計画策定のために、公的機関（区福祉保健センター、区社協、地域ケアプラザ）は区民が客観的な情報をもとに地域の課題を把握し、取組を検討できるよう、その地域の状況に合わせた情報の提供等の支援を行います。

第2期計画は、できるだけ多くの人に情報を届け、参加を働きかけることも重要です。様々な機会を利用し、多くの人が参加できるような支援や、話し合いに参加できない人の意見を反映させる工夫をします。

第2期計画も、区計画、地区別計画ともに区民の主体性を尊重して協働で策定・推進します。区民と公的機関の関係は対等であり、計画策定・推進についての責任も双方で持つことが真の協働です。この協働の理念をふまえて支援を行います。

第1期計画の取組を踏まえ、第2期の取組の方向性を整理すると、以下の点が挙げられます。

- ① 地域住民に身近な取組が進むよう、地域単位の計画づくりや推進の仕組みをつくること
- ② 災害時要援護者避難支援事業や地域見守りネットワーク構築支援事業などを活用し、支援が必要な人に対する取組や仕組みづくりを公民協働で進めること
- ③ 地域の生活課題に目を向けた計画づくりを進めるために、公的機関がもっている情報を提示し、必要な取組を提案しながら計画づくりを行うこと
- ④ 福祉保健分野以外の地域の生活課題に、区役所の横の連携を活かし、関係部署につなぎ、一体的な対応を行うこと

### 〈参考〉協働推進の基本指針（平成16年7月）（抜粋）

#### 協働とその原則

協働とは、『公的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと』とし、横浜コードの原則（※）に則って進めます。

横浜コード（横浜市における市民活動との協働に関する基本方針）の協働の原則

- ①対等の原則、②自主性尊重の原則、③自立化の原則、
- ④相互理解の原則、⑤目的共有の原則、⑥公開の原則

#### 協働にふさわしい領域の例

- 1 地域ごとにきめ細かい対応が必要な領域  
子育て支援、高齢者介護の支援など
- 2 地域社会との密接な連携が必要な領域  
防犯・防災、青少年の問題、ごみの減量化や省エネルギーなどの環境問題など
- 3 専門性の高いサービスが求められる領域  
芸術・文化、DV（ドメスティックバイオレンス）問題、人権の擁護など
- 4 合意形成が必要な領域  
まちの環境を守るためのまちのルールづくり、都市計画マスタープラン地区プランなど

#### 協働の主体

主として、公益的・社会貢献的な活動を行うすべての団体・グループ（ボランティアグループ、市民活動団体・NPO、公益法人、自治会町内会、企業等）と横浜市が、協働のパートナーとなる場合を想定しています

#### 地域課題の共有化

市民と行政が地域の課題や資源を共有化し、協働して解決するため、既存の参画システムの活用とコーディネートする中間組織を支援します。

<参考>市社協協働指針（平成19年3月）（抜粋）

市社協が考える「協働」とは・・・

異なるもの同士が、お互いの強み（長所）や持ち味・特性を持ち寄りながら物事を進めることで、単独でそれを行うよりも相乗効果が生まれるもの。

「協働の6原則」

- 目的共有  
協働することで、地域に対してどのような利益・効果をもたらされるかをしっかり共有し、将来像を描くこと。
- 相互理解  
それぞれの本質・理念・大切にしているポイント等をよく理解すること。
- 対等  
ともに事業等に取り組むとき、上下ではなく横の関係（対等な関係）の中で物事を進めること。
- 自主性尊重  
お互いの持っている特性・長所を最大限活かすこと。
- 自立化  
常に自立した存在としてお互いを意識し、依存・癒着関係に陥らないようにすること。
- 公開  
協働関係を結んでいる両者の関係が、常に開かれた状態であること。

### 3 地区別計画の目的

第2期計画では、全区で地区別計画を策定し推進します。

各区の第1期計画の取組から、地域の課題解決を確実に推進するためには、地区別計画の策定と推進が必要ということがわかってきました。地区別計画を策定した地域では、地域住民が自ら主体的に取り組む動機づけになる、地域の生活課題に即した具体的な取組が生まれる、地域全体が活性化したなどの効果が出ています。地域に合った課題に対し、主体的にきめ細かく取り組むことを考えると、区で一律ではなく、各地区の課題や特性にあった計画づくりが有効です。

地区別計画は、地区単位で状況を把握し課題を検討することで、協働による課題解決の場づくりができます。地域の生活課題について、公的機関が様々な情報やデータを提供し、住民と協働して検討し、住民が何に取り組み、公的機関がどう支援するのかが盛り込みます。このような協働のプロセス（住民の主体的な参加）が重要であり、成果物としての「計画」をまとめることだけが目的ではないため、双方の役割や取組を決めていくことに数年を要することもあります。地域の課題を抽出できたことや、地域で話し合いの場が持てたことなどを確認していく視点が大切です。住民の主体的な参加を通して、地区別計画に住民主体の行動計画ができるだけ多く盛り込まれるよう進めます。

一方で、丁寧に関係づくりや説明に努めても、住民の主体的な参加がなかなか得られない地域も想定されます。公的機関としては、地域のペースを尊重し、各地域の取組ができるだけ均衡して推進されるよう心がけます。そのため、課題によって重点地区を決める、合意の得られた地区から計画としてまとめていくなど、地域の状況に合わせて工夫することも重要です。

### 4 地域福祉保健計画と地域福祉活動計画の一体的な策定

#### (1) 一体的な策定についての考え方

「地域福祉計画策定への協力ならびに地域福祉活動計画推進における社会福祉協議会の取り組み方針（平成15年11月全社協）」で地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定について考え方が示されています。地域福祉計画は、住民の参加を得て当該地域における課題を明らかにし、その解決のための方針・方策を盛り込

んだ行政計画です。一方、地域福祉活動計画は、地域課題解決のための地域住民等による主体的な行動計画であり、地域福祉推進という同じ目的をもつ両計画は協働して進めることが重要とされています。

また、全社協が平成4年にまとめた「地域福祉活動計画策定の手引」において、市町村自治体の策定するものを「地域福祉計画」、市区町村社協が中心となり、住民等の活動・行動を計画化したものを「地域福祉活動計画」として整理しています。社会福祉協議会が市町村の「地域福祉計画」に先駆けて「地域福祉活動計画」を策定した経緯があります。

横浜市でも同様に、平成8年度から順次区社協の地域福祉活動計画が策定され、全区で推進されてきました。

どちらの計画も、「誰もが安心して暮らせるまちをつくる」という点では方向性が一致しています。地域からは、似たような2つの計画があるのはわかりにくいという声も多く、策定の手法や内容も重複する部分が多いことから、第2期からは一体的に策定することとします(市計画と市社協活動計画は第3期から一体的に策定する予定です)。

## (2) 一体的な策定に伴う対応

一体的な地域福祉保健計画の策定・推進においては、次のような関わり方を想定していますが、具体的には、各区と区社協との協議により決定します。

### ア 計画の名称

2つの計画の名称を併記する方法もありますが、市民から見たわかりやすさを考えて、名称を一本化します(名称は各区で調整。本指針では地域福祉保健計画とします)。

社協としては、「地域福祉保健計画」を「地域福祉活動計画」と位置づけます。

### イ 策定・推進委員会の統合

現在の地域福祉保健計画と地域福祉活動計画の2つの策定・推進委員会を統合して設置します。

### ウ 策定・推進委員会の位置づけ

策定・推進委員会は、地域福祉保健計画の方針や取組の決定、地域及び区域の推進状況の把握と推進策の検討、計画全体の進行管理・評価などの役割があります。

区社協事業は、理事会の承認を経て決定されます。計画を一体的に策定する場合、区社協理事会と策定・推進委員会の位置づけをあらかじめ明確にしておく必要があります。

具体的には、理事会を代表する者が策定・推進委員として必ず参画することとし、策定・推進委員会の検討課題や内容をもとに、理事会を通じて区社協の事業や取組に反映できるかを検討し、中・長期的な方向性も確認していきます。さらに、その結果を策定・推進委員会に報告して計画に区社協の取組を盛り込むようにします。

最終的に、策定・推進委員会において、課題・目標に基づく(区社協も含む)全体の取組の柱立てや方向性が決定されます。それに基づいて、毎年度区社協理事会で事業計画を決定し、実行していくこととなります。その進捗状況は策定・推進委員会に定期的に報告され、策定・推進委員会では区社協の取組を含め、全体の計画にかかる評価を行います。

\*策定・推進委員会に地域福祉保健推進会議などの上部組織がある場合は、その上部組織が決定することとなります。

## エ 計画書の構成

地域福祉保健計画に含まれない社協独自の事業も「地域福祉活動計画」に含まれていることから、計画書の構成には工夫が必要です。

単に、従来の2つの計画書を合冊したものではなく、どちらの計画も共通の目標をもち、その目標に沿ったそれぞれの事業や活動を記載します。

### 〈区計画、市計画、市活動計画の計画期間〉

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
区計画	7区 ※1	第1期計画期間					第2期計画期間(6年間)						第3期計画期間		
	11区 ※2	第1期計画期間					第2期計画期間(5年間)								
市計画	第1期計画期間					第2期計画期間						第3期計画期間			
活動計画 (市社協)	第1期	第2期計画期間					第3期計画期間								

※1 鶴見区、神奈川区、西区、南区、青葉区、栄区、泉区

※2 中区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、瀬谷区

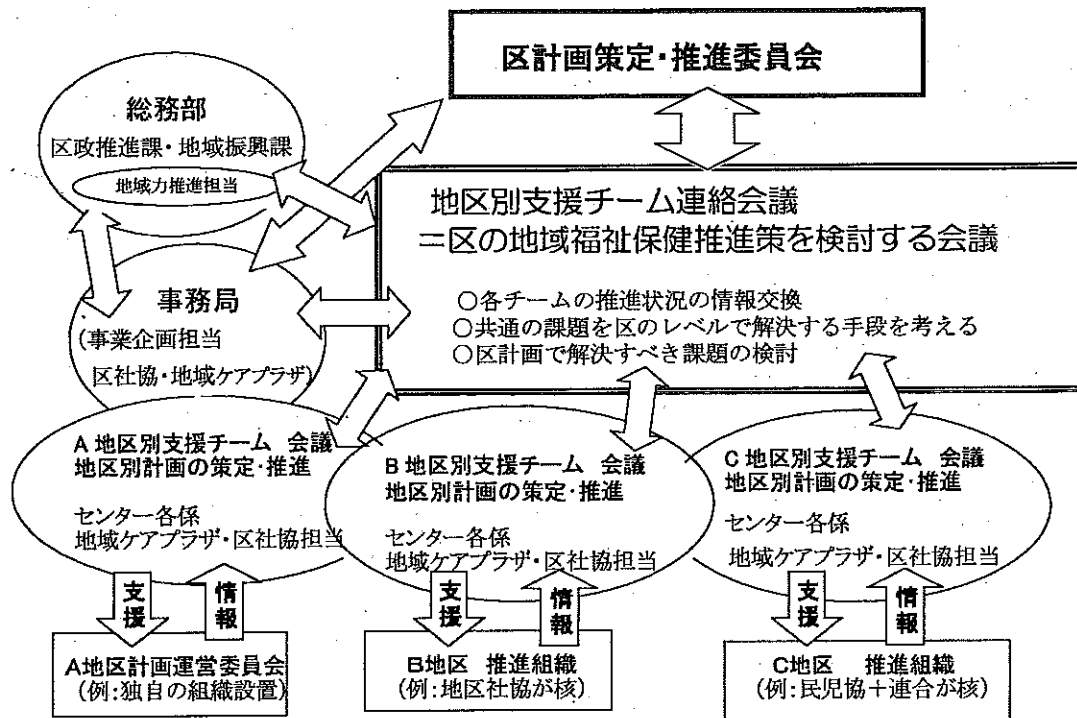


## II 計画策定・推進の進め方

### 1 組織・体制

#### (1) 地域福祉保健計画の策定・推進のための組織

〈組織の全体イメージ〉



#### ア 区計画策定・推進委員会

##### (ア) 委員会の役割

区民、活動団体、関係機関が参加した主体的な組織です。区全体の福祉保健課題について、相互の提案や事務局の提示する資料等を参考に、地域福祉保健計画で取り組むべきことや方針を決定します。第2期計画は、区社協の「地域福祉活動計画」と一体で策定することから、策定・推進委員会も一体で設置します。

住民と行政などが内容を合意する委員会でもあるので、委員会の決定は区福祉保健センターや区社協の事業に反映する必要があります。

##### (イ) 委員の公募

既存の会議の構成員に加えて公募を行うことは、幅広い参加を得て協働で計画を策定する上で有効です。

公募にあたっては、学識経験者、福祉保健関係者、行政など数人の選考委員が応募者の面接、作文の審査を行うなど、手続きの透明性に配慮して決定します。

#### イ 地区別計画策定・推進組織

住民が主体性・継続性をもって計画に参画するために、継続して地域の状況を見守り、確認しながら計画を推進する「策定・推進組織」を設置することを目指します。

「策定・推進組織」には、広く地域の課題を検討できるように、様々な立場の人

が参加できるようにします。新たに広く様々な住民の参加できるように働きかけが大切です。

また、策定のキーパーソンとなる人に続けて参加してもらい働きかけも必要です。地域の多様な団体から参加者を推薦してもらうことも一つの方法です。

地区別計画策定・推進組織の機能をもつ既存の他の組織との一体的な設置も考えられます。

○地区別計画策定・推進組織の要件

- ・地区住民の代表として、計画に関することを決定する。
- ・計画の推進に継続して関わる。
- ・自治会町内会や地域のボランティア団体など、様々な人が偏りなく参加する。

○地区別計画策定・推進組織の例

- ・地区連合町内会を中心に子育てグループ、障害者団体などが参加した組織。
- ・地区社協を中心に地区連合町内会、ボランティア、学校などが参加した組織。
- ・地域支えあいネットワークを中心にした組織。
- ・PTAなど、その地区で活発な団体が委員会を設置し、そこに地区連合町内会や地区社協が参加した組織。

## ウ 地区別支援チーム連絡会議

地区別支援チーム連絡会議は、区の地域福祉保健推進策を検討する役割をもちます。地区別支援チームのリーダーなどが集まる地区別支援チーム連絡会議では、把握された地域の課題をもち寄り、区全体の課題の整理と、その解決に向けた取組の優先順位を検討します。その上で、公的機関が実施するもの、地域に働きかけるもの、区域で取り組むものを判断します。

それぞれの地域の課題や取組と同時に、子ども家庭支援課、高齢・障害支援課、福祉保健課、区社協、地域ケアプラザなどが専門分野としてもっている情報も重要です。例えば、障害者プランにおいて地域展開する事業について、区としてはどのように取り組んでいくか、地域の話し合いでどのように伝えていくか、地区別計画にどのように反映するかということも、地区別支援チーム連絡会議で検討します。

この連絡会議では、区福祉保健センターの事業の方向性を検討することになるため、事業の総括をする際や予算を検討する時期と連動させて開催することも重要です。

## エ 地区別支援チーム

地区別支援チームは、日常業務の中で把握した地域の情報、地域展開している事業の情報、そこから分析した地域の課題（孤独な気持ちで子育てをしている母が目立つ、認知症の初期対応に悩んでいる介護者がいる、グループホーム利用者が地域活動に参加したいと思っているができていない、介護予防の取組があまり認識されていない、など）を共有し、優先的に取り組まなければならない課題は何かをチーム内で検討します。それに基づき、必要なデータや情報を含め、課題や必要な取組を地域の状況に合わせて提案し、住民と協働で地区別計画を策定し、推進します。

〈地区別支援チームと地区別支援チーム連絡会議の例〉

チームのメンバー構成や規模、会議の回数などは区の実情に合わせて考えます。

	地区別支援チーム	地区別支援チーム連絡会議
担当地域	地区連合町内会エリア（地域ケアプラザエリア等、他の単位にするかは区の判断による） 地区別計画策定エリアと重なる	区域
メンバー構成	高齢・障害者支援課、こども家庭支援課、地域ケアプラザ、区社協から一人ずつ、合計7～10人で1チームとする。 その地区を担当するメンバーが集まるイメージ。 *保護課、生活衛生課、総務部など、関連の深い部署は区の必要性に応じてメンバーとする。	各地区別支援チームのリーダー（課長または係長）、区社協事務局長・事務局次長、地域ケアプラザ所長など 必要に応じ職員も参加
会議の運営	チームリーダーを課長または係長とし、リーダーがチームのとりまとめを行う。 全体の事務局は福祉保健課事業企画担当が担う。	事務局は福祉保健課事業企画担当が担う。
会議の開催・内容	チームリーダーが召集する。 定期的に開催（月1回程度）。 ・それぞれが持っている地域に関する情報の共有（訪問・相談等の日常業務で得た情報、実施事業への住民の反応など）。 ・業務を進める中で分析したことも含めて、地域の課題を出し合う。 ・地域で行う各担当・所属の事業の計画調整や役割分担。 ・チームで出た課題をそれぞれの業務担当へ持ち帰り業務に生かす。 ・地域での取組の結果の報告や評価。 など	事務局が召集する。 年3～4回開催 ・各チームの動きの情報交換。 ・地区別計画から区で統一的に取り組むべき内容を区計画へ提案する。 ・区全体の課題で地区別計画で取り組むものを検討。 ・地域を越えて対応する課題の検討。 ・課題の優先順位の検討。 ・各分野の施策で地域と連携・協働するものを計画として展開するものの調整 など
チームの活動内容	地区の状況を把握し、情報を共有する。 地区別計画を住民とともに策定する。 地域活動をそれぞれの所属の特性を活かして支援する。 活動の振り返りを地域内で行い、区域の推進組織へフィードバックする（地域福祉保健計画策定・推進委員会、地区別懇談会、活動発表フォーラム、社会福祉大会などで活動の報告・検証をする）。 チームとしての年間の地域への支援計画を立て、PDCAサイクルで活動する。	

〈地区別支援チームメンバー表イメージ〉

地区	チームリーダー	高齢・障害支援課	こども家庭支援課	福祉保健課	区社協	地域ケアプラザ
A地区	福祉保健課長	社会福祉職 保健師	社会福祉職 保健師	保健師	A職員	Cコーディネーター
B地区	高齢・障害支援課長	社会福祉職 保健師	事務職 保健師	栄養士	A職員	Dコーディネーター
C地区	こども家庭支援課長	事務職 社会福祉職	保健師 社会福祉職	保健師	B職員	Cコーディネーター
D地区	高齢・障害係長	保健師 社会福祉職	保健師 社会福祉職	事務職	B職員	Dコーディネーター
E地区	こども家庭担当係長	医療 ソーシャルワーカー 保健師	保健師 社会福祉職	保健師	A職員	Dコーディネーター

オ 事務局及び関係部署

(ア) 事務局

事務局は、区計画策定・推進委員会事務局と地区別支援チーム連絡会議事務局の2つの役割を担います。行政が区全体で取り組んでいること、地域が取り組んでいること、課題の優先順位などを整理し、区計画策定・推進委員会での検討に役立てるようにします。

事務局は、地区別支援チーム連絡会議の結果を区計画策定・推進委員会に反映させる役割をもちます。また、策定・推進委員会が出された意見を地区別支援チーム連絡会議や地区別支援チームに伝え、それぞれの検討に生かします。

- 区福祉保健課（事業企画担当が中心（区域における福祉保健の企画・調整））
- 区社協事務局（地域福祉の推進）
- 地域ケアプラザ（地域のニーズの把握、コーディネート、事業展開）

(イ) 連携する機関・セクション

高齢・障害支援課  
こども家庭支援課  
保護課  
地域包括支援センター } (個別支援から地域のニーズを把握、事業展開)

(地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う)

障害者地域活動ホーム、地域子育て支援拠点、精神障害者生活支援センター、  
保育園、区民活動支援センター など

区総務部 地域振興課（自治会町内会を含む幅広い市民活動、市民利用施設）  
区政推進課（区の企画調整、広報広聴、区民会議、区の計画）  
地域力推進担当（地域調整、地域支援、区のデータ活用）

※総務部各課は事務局と連携し、地区別支援チーム連絡会議にも協力・必要に応じ参画

(ウ) 必要に応じた連携

生活衛生課、土木事務所、資源循環局収集事務所 など

## (2) 区計画策定・推進委員会と地区別計画策定・推進組織との関係

地区別計画策定・推進組織と区計画策定・推進委員会は、相互に関連する並列の組織と考えられます。

地区別計画策定・推進組織から区計画策定・推進委員会に対し、地域の課題のうち区レベルの検討が必要なことを提案します。また、区計画策定・推進委員会から地区別計画策定・推進組織に対し、地域で検討することが望ましい課題を提案します。

地区別計画策定・推進組織の代表が、区計画策定・推進委員会にオブザーバーとして参加する、あるいは、地域の話し合いのテーマを区計画策定・推進委員会で検討されているテーマから選択するなど、相互に関連して運営することが望ましいと考えます。

区によっては、地区別計画の策定・推進組織を包含して区の委員会と位置づける場合や、区策定・推進委員会の下部組織として地区別計画の策定・推進組織を位置づける場合など、区独自の整理をする場合も想定されます。

## 2 策定準備

地区別計画、区計画ともに、市民の主体性を活かし、協働して策定できるよう、公的機関が情報提供することが重要です。

### (1) 策定前の情報収集

計画の策定にあたっては、公的機関が地域の情報を把握しておくことが大切です。しかし、すべての情報を事前に把握することは困難であり、策定しながら収集できる情報もあります。まず、現在もっている情報を持ち寄り、不足している情報を随時追加します。

地域と公的機関との日常的な関係づくりが策定の準備として重要です。関係づくりの中で、地域で合意形成する上でポイントになることや、地域に合った解決策のヒントを得られます。意識的に収集する情報だけでなく、日常業務の中で把握した情報も共有します。

### ア 把握項目

#### (ア) 地区・区に関わる既存データ

人口統計などの基礎データや区福祉保健センター業務、区社協業務、地域ケアプラザ業務から得られる情報を把握します。

地域からも情報を提供してもらいます。

#### 例：各支援担当が主催・参加している会議から得られる情報

地域の個別ケースの情報を集約したデータ  
個別の事例から把握した地域の課題、対象別のネットワーク  
関係している団体から得られる情報  
地区社協の状況（構成メンバー・事業内容・事業予算など）  
広聴活動などを通して寄せられている福祉・保健に関する苦情・要望  
地域包括支援センターや事業所、ケアマネジャーなどからの地域情報  
地区社協、ボランティア活動、NPO、地区センター、スポーツセンターなどで  
行われている福祉保健活動、学校などの福祉保健の取組  
企業、商店街、農協なども含めた、事業や活動、社会資源とそれら事業の活動資金、  
事業結果住民や当事者のニーズ  
(地域の雰囲気や関係性など数値化・明文化しにくいものも含む)

## イ 情報把握の方法

### (ア) 日常業務中での情報把握

担当している当事者や当事者を支援する組織に対して、日常業務の中でグループインタビューや個別インタビューをしておき、当事者の声を地域の話し合いに届けられるようにします。例えば、訪問や相談の際に、広く日常生活のニーズを聞いておきます。

### (イ) 関係機関からの情報

地域子育て支援拠点、精神障害者生活支援センターといった福祉保健センター関連団体・施設に限らず、区政推進課、地域振興課、市民主体の地域運営（エリアマネジメント）所管課とも連携し、事業の実施状況や課題、それぞれの所管課が把握している地域の情報を収集します。

### (ウ) 情報把握の仕組みづくり

地域や区域のレベルで情報を共有化・総合化していくための仕組みをつくります。

具体的には、地区別支援チームメンバーが地区別支援チーム連絡会議に情報を持ち寄る仕組み、各団体や各地区別計画策定・推進組織が区計画策定・推進委員会に情報を提供する仕組みをつくります。

共通の様式を利用するなどして、地区別支援チームのメンバーがそれぞれの所属や関連する組織から得た情報を記入し、年度末などに定期的に情報を持ち寄り、共有します。また、地域の住民から地区別計画策定・推進組織のメンバーに情報を届ける仕組みづくりも検討します。

## 参考

### 情報収集の例

#### 1 地区別のレベルで集める情報

- ・自治会町内会で行う福祉保健関連事業の年間計画と開催回数・参加人数・主催者や参加者の感想など
- ・ひとり暮らし高齢者等訪問の実施回数・人数・課題と感じたことなど
- ・地域のボランティア活動・NPOの活動の実施内容・回数・参加人数など
- ・地区社協の事業計画と実施回数・参加人数・結果など
- ・地域や団体が独自で実施した調査やアンケートの内容・結果・考察など

#### 2 区のレベルで集める情報

- ・子育て支援拠点や地域活動ホームなどの事業報告・拠点から見えた課題
- ・区社協の助成金の配布先・事業実施内容・事業開催回数・参加人数・効果・参加者や主催者の感想
- ・ボランティアセンターより、登録ボランティアの活動実績・ボランティアが感じている課題
- ・区福祉保健センターの各係・区社会福祉協議会・地域ケアプラザが主催する会議や参加する会議から得られる情報
- ・地域には見えにくい個別の住民がもつ課題

(2) **地区の課題の分析・共有**

計画策定にあたり、情報から課題を整理します。

地区別支援チームや地区別支援チーム連絡会議で把握した情報をもとに区及び地域の課題を分析し、共有します。地区別計画策定のために、住民の懇談会で地域に提示する課題や内容を検討・整理します。

区内で重点地区を決める、複数地区合同の取組を進めるなど、地区ごとの対応の仕方も検討します。

(3) **計画策定・推進の方向性の検討**

区及び地区で取り組むべき課題の優先度を検討し、区計画の方向性とすり合わせます。地域の課題や状況によっては、重点地区を設定する、地区に共通の目標を設定する、区域の活動と連動した地域の取組を提案するなど、区及び各地区の取組推進の方針を検討します。

区計画策定・推進委員会、地区別計画策定・推進組織へ提案する内容や、課題の解決策、地域への支援策など、区としての方針を検討します。

また、区計画と地区別計画の策定・推進スケジュールを大まかに立てておきます。

### 3 **計画の策定・推進**

(1) **区計画の策定・推進**

区計画の策定では、区域で取り組むべき課題の抽出や、地区から出された課題のうち区全体で取り組むべきもの、地区で十分に検討されなかった分野や課題について検討します。

区計画策定・推進委員会において、区域で取り組む課題や目標を決め、地区別計画策定の方向性を出します。

**ア 区域の課題についての話し合い**

それぞれの活動の中からつかんでいる情報や、普段の生活や活動で感じていること、事務局からの情報提供などにより、区域の課題について話し合います。課題について整理して、優先順位の高いものなどを共有します。

**イ 目標の設定・取組の検討**

区域の課題に対する目標を立てます。5年間の計画なら5年後の地域の姿を描いて目標を立て、さらにその目標に向けて1年後の目標を立てるなどが考えられます。

目標に対する取組について検討します。検討内容を実質的なものにするために、誰が何を分担して取り組むのか、今できなくても、どんな条件を整えばできるのか、といった実現に向けた前向きな議論を進めます。

**ウ 策定の単位**

計画のエリア設定は、地区連合町内会エリアを基本としますが、地域ケアプラザ単位、自治会町内会単位、団地単位にするなど、地域がもっとも計画を策定・推進しやすい圏域とし、地域の実情に合わせ柔軟に対応します。

## (2) 地区別計画の策定・推進

### ア 地区別の懇談会の開催

広報や自治会町内会の回覧だけでなく、テーマ型組織や当事者団体へのPR、地域の役員のロコミなどで、懇談会の開催について情報伝達します。

### イ 地区別の懇談会の進め方

地区別計画をなぜつくるのか、どのように進めていくのか、公的機関はどのような支援をするのかを説明します。

資料などを用いて課題を出し合います。住民から出される課題だけでなく、住民が気づきにくく優先順位の高い課題についても、公的機関が提案して話し合います。

課題解決について、地区で取り組む課題、地区と公的機関が協働して取り組む課題、公的機関が取り組む課題など、それぞれの立場でできることを考えます。

### ウ 計画のまとめ方

地域の課題に沿って目標を立てます。地域の活動の状況によって、様々な目標の立て方が考えられますが、実効性のある計画にすることが大切です。

例 ○5年後の目標に向かって、単年度の目標を立て、取組内容を検討する。

○目標は多く立てなくても、まず取り組めそうなことに絞る。

○毎年の振り返りの中で、少しずつ目標を増やして取組を広げる。

○一つの目標に力を入れて、5年間継続する。

### エ 地区別計画のポイント

地区別計画では、福祉保健4プラン（「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者プラン」「かがやけ横浜こども青少年プラン（横浜市次世代育成支援行動計画）」「健康横浜21」）の中で地域展開する取組を地区に密着して実践できます。地域の様々な当事者に役立つ活動は、地区の展開・検討の中から工夫され生まれます。

このような行政と協働した住民主体の地域課題解決の取組が、「市民主体の地域運営」につながっていきます。地区別計画策定・推進組織が、地域の合意形成・決定機関としての役割をどのように果たしていくかが重要です。

地区別計画をつくること自体が目的ではなく、住民同士が話し合い、その場に公的機関も参加し、地域の課題を共有し、解決していくプロセスが大切です。取組の主体を明確にし、地区別計画の策定後も、住民と公的機関が定期的に継続して対話し、計画を推進します。また、すでに活動している地区社協などの既存団体の活動計画を充実することも検討します。

地域福祉保健計画以外の話し合いの場を地区内で重複して開催することは、住民の負担になることに配慮し、関連事業の所管課と連携・調整して話し合いを設定します。

計画策定のプロセスには、様々な人が参加できるように工夫し、地域のペースを尊重するなど、地域の状況に合わせて策定することも重要です。

### オ 区計画への反映

地区別計画全体を見渡し、各地区に共通する課題、地区をまたぐ課題、地区レベルでは話し合われなかった課題などについて、区計画に反映することを検討します。

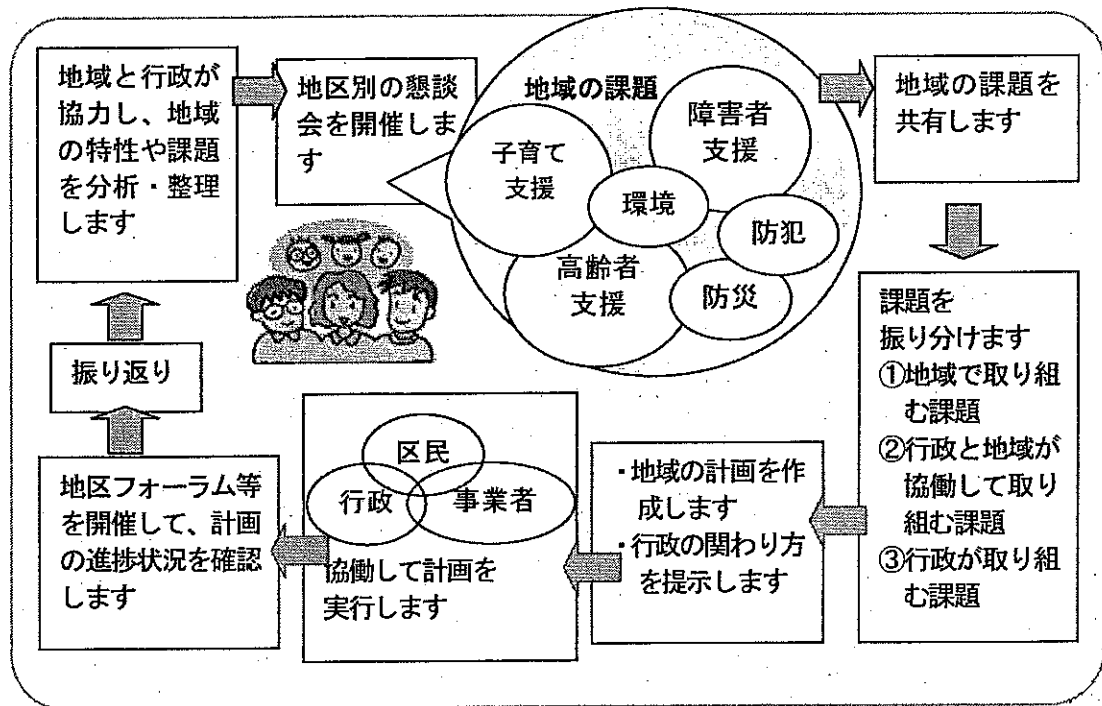


**参考**

広く参加を求めるための情報提供の場面と手法の例

- 1 計画策定、参画要請の趣旨を広く浅く伝える
  - ・ 区や地域ケアプラザの広報紙、ホームページなど
  - ・ 障害者等にも配慮した情報の伝達（SPコードなどの活用）
  - ・ 既存の住民組織や福祉保健団体への説明、意見交換
- 2 協働の場づくりへの地ならし
  - ・ 情報誌など地域のメディアの活用
  - ・ 既存の住民組織や福祉保健団体への説明、意見交換
- 3 策定プロセスの公開
  - ・ 地区住民対象のフォーラム開催
  - ・ 計画策定への意見募集期間以外にも意見を受け付ける窓口の設置  
(区役所や活動拠点への提案ボックスの設置・E-mail等意見募集など)

〈地区別計画策定・推進の仕組み〉



〈地区別計画・区計画で取り組む内容と具体例〉

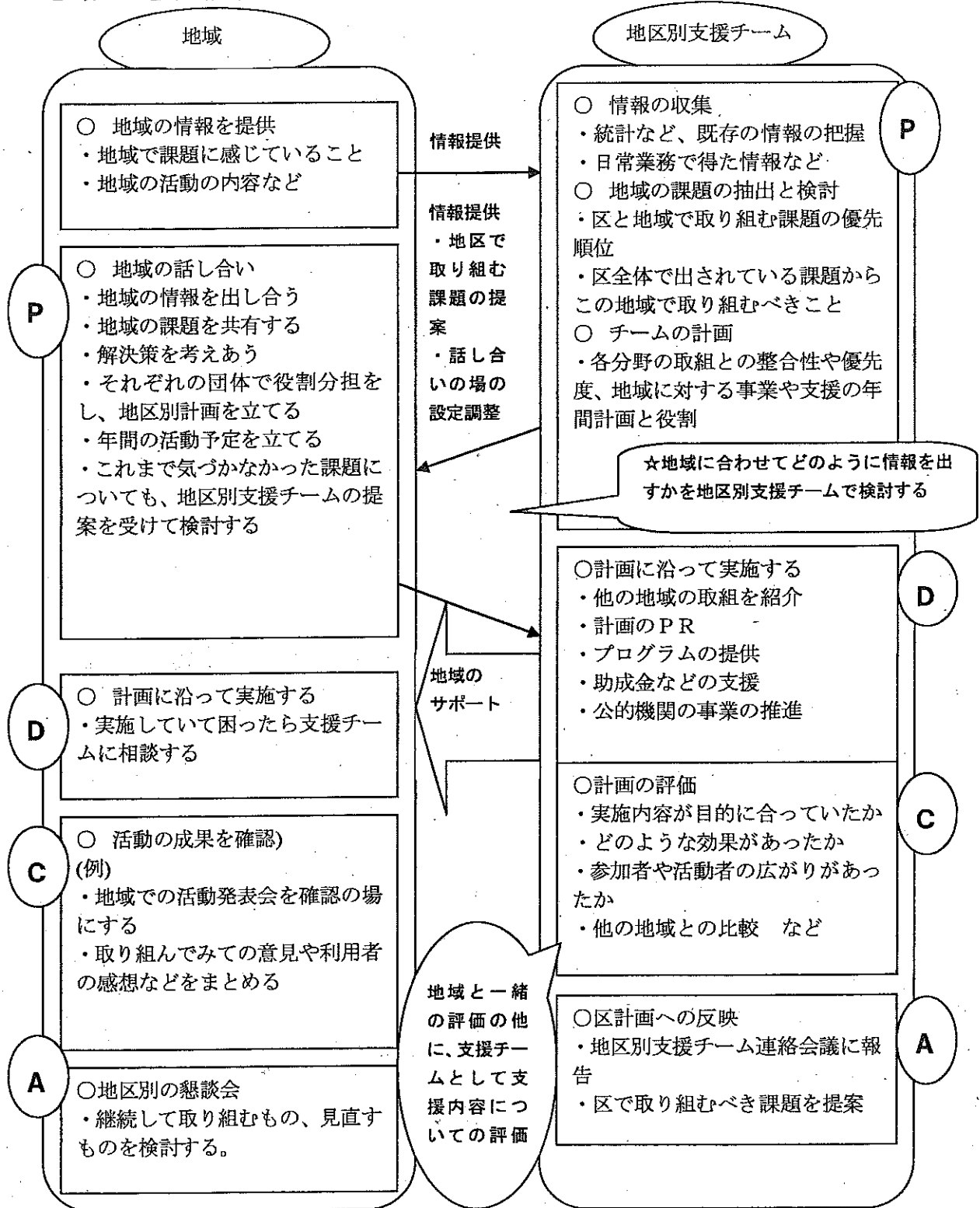
	取り組む内容	具体的
地区別計画	身近な地域でのちょっとしたサポート・理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一人暮らし高齢者の見守り訪問</li> <li>○ちよこっとボランティアグループ育成や支援</li> <li>○障害者施設と地域住民の交流イベント</li> <li>○孤立死防止ネットワークの構築</li> <li>○地区フォーラムの開催</li> </ul>
	多世代や様々な人が知り合える交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交流サロンの開設</li> <li>○老人クラブの活性化</li> <li>○誰でも参加できる地域行事</li> <li>○誰でも利用できる居場所づくり</li> <li>○おやこの居場所づくり</li> </ul>
	日常生活に運動した支援策・取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一人暮らし高齢者の会食会・配食</li> <li>○回覧などの周知の工夫</li> <li>○災害時要援護者避難支援</li> <li>○介護予防サポーターの養成</li> <li>○健康体操やウォーキングの開催</li> <li>○ごみ出し支援</li> </ul>
区計画	どの地区でも取り組むべき課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害ボランティアネットワークづくり</li> <li>○団塊の世代に対する地域活動参加への働きかけ</li> </ul>
	区域の活動・事業として区をあげて行うもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商店街のバリアフリー化</li> <li>○区計画の広報やフォーラムの開催</li> <li>○事業所・市民団体と、地縁組織とのネットワーク形成</li> <li>○地域における子育て支援についての検討会</li> <li>○ヘルスメイトと連携した健康づくり啓発</li> </ul>
	地区をまたぐ課題に対応する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者の余暇支援事業</li> <li>○外国人のための情報提供や相談会</li> <li>○障害児の通学支援事業</li> </ul>
	個人のプライバシー等で近隣では対応しにくい課題へのサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症予防講座</li> <li>○徘徊高齢者の早期発見システムづくり</li> <li>○虐待・DV予防連絡会</li> </ul>
	区域に1箇所の拠点や専門機関を活用した取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て支援拠点を中心とした情報収集と提供</li> <li>○包括支援センターの支援</li> <li>○子育て支援団体同士の交流の場づくり</li> <li>○地域活動ホームを中心とした地域との交流事業</li> <li>○子育てネットワーク会議の開催</li> <li>○計画に基づいた事業への資金援助(区補助金)</li> </ul>
	地域内では少数過ぎる課題への対応・取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ふたご子育て交流会</li> </ul>

〈地区別計画 5年間の推進イメージ〉

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
地域	定期的継続的に計画推進についての話し合いを実施				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標の設定</li> <li>○計画の策定</li> <li>☆地域により、5年間の方針を決める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画の実施</li> <li>○新しい課題への取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画の実施</li> <li>○新しい課題への取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画の実施</li> <li>○新しい課題への取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標に対する評価</li> <li>○次の5年に向けての検討</li> </ul>
地域支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区別計画の策定支援</li> <li>○地区別支援チームとしての目標設定</li> <li>○地区別支援チームの活動計画立案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の推進状況の確認</li> <li>○地域への情報提供や助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の推進状況の確認</li> <li>○地域への情報提供や助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の推進状況の確認</li> <li>○地域への情報提供や助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標に対する地域への支援に対する評価</li> <li>○次の5年に向けての検討</li> </ul>

〈地区別計画単年度の計画推進イメージ〉

地域と地区別支援チームがPDCAサイクルを進めます。



## 4 計画の評価

### (1) 区計画・地区別計画の評価の考え方

次のような視点を参考に評価を行います。

- ・地域の実態、住民ニーズに即しているか
- ・活動主体や参加者に広がりがあるか
- ・利用者、活動者の質的評価（満足度）
- ・行政の事業としての評価

### (2) 評価指標の例

#### ア 数値での評価

評価は数字で表せるものは策定時に把握しておき、定期的に集約して評価できるようにします。

- 例・地域の話し合いの開催回数 参加人数
- ・子育てサロン設置数 開催回数 参加人数
  - ・計画についての市民意識について
  - ・身近なサロンが開かれていることを知っている ○%→△%

#### イ プロセスや成果の評価、質的評価

例・個人情報についての検討会を開催し、情報の利用の指針ができた。

- ・交流サロンに参加する対象者の範囲が広がった。
- ・参加者、利用者の満足度が上がった。

### (3) 評価の実施

区策定・推進委員会を継続して、評価の機会を設けます。

特に、計画3年目後半からは見直し準備を始め、5年目に最終評価を行います。

できたこと、進んだこと、質が向上したことなどの視点で、地区・区の取組を評価します。

地区別支援チームが適切に支援できたか、支援の結果どのように地域が変化したかを振り返り、計画の評価を共有してさらに推進するものを検討します。

### (4) 評価の公表

地区・区それぞれの推進組織で評価を実施し、結果を公表します。基本的には単年度の取組を年度ごとに振り返り、次の年度の取組に活かします。計画最終年度には計画期間全体を振り返り、次期計画策定に活かします。

評価結果については、住民に報告し、見直しについての住民の理解や参加の促進を図ります。

- 例・地域の説明会や座談会での公表
- ・広報紙、ホームページ等の媒体での公表
  - ・シンポジウムなど双方向の議論ができる場での公表

## 5 各部署の地域福祉保健計画推進に関わる役割

各部署の役割分担は、区により異なると考えられますが、ここでは例として各部署の役割をあげます。

### (1) 区福祉保健センター、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ共通の役割

計画全体の推進	事務局機能
<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定・推進委員会の設置・運営</li> <li>・区の組織では対応できない課題や取組を市に提案</li> <li>・先駆的な活動の実践</li> <li>・区の特性に応じた独自の枠組みの構築（地区計画策定支援、行政セクション、市民活動団体を横断した取り組みなど）</li> <li>・市民との協働による計画策定に向けたワークショップなどの運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の情報を収集し、課題を抽出</li> <li>・地区にあった事業の展開</li> <li>・地区フォーラムなどでの地域への活動内容還元・情報提供</li> <li>・シンポジウム等を利用した市民・区民への情報提供、情報収集</li> <li>・区・評価及び計画の取りまとめ</li> <li>・策定・推進委員会等を活用した評価等の計画内容の推進</li> </ul>

### (2) 各機関の役割

	役 割
区福祉保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区づくり推進費等の活用による独自対応の上乗せ、横出し</li> <li>・区役所および関係機関等が連携した推進体制の整備</li> <li>・区単位での生活課題の情報収集・分析</li> <li>・統計資料活用・調査実施</li> <li>・分析した情報を地域（区社協、地域ケアプラザ、地区懇談会など）へ提供</li> <li>・施策提案</li> <li>・ニーズに応じた支援内容や優先順位の検討</li> <li>・方向性の確認・調整</li> <li>・課題解決に必要な資源の開発</li> <li>・推進のモニタリング・フィードバック</li> <li>・啓発イベントや研修の開催</li> <li>・事業企画・実施のバックアップ</li> </ul>
区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉推進の主たる担い手として、区とともに共同事務局機能を担う</li> <li>・計画策定の過程でみえてきた必要とされる市民活動支援策に区社協として取り組むことの検討</li> <li>・地区社協活動の把握・支援</li> <li>・地区社協と地域団体との調整役</li> <li>・地区社協研修の開催</li> <li>・インフォーマルサービスの把握</li> <li>・区域活動団体・地区をまたぐ活動団体の把握・支援・調整</li> <li>・人材育成のノウハウ提供</li> <li>・新たな人的資源の開発</li> <li>・助成金の活用</li> </ul>

地域ケアプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表が区計画推進の事務局として参画し、各地域ケアプラザに情報を伝達</li> <li>・地域の情報を収集し、地区別計画推進に必要な事業を実施</li> <li>・地域の活動に対する支援</li> <li>・小地域での関係機関・団体の役割調整</li> <li>・小地域単位での人的資源の把握</li> <li>・活動場所の提供</li> <li>・当事者グループへの支援</li> <li>・情報提供と選択支援</li> <li>・地区活動に対するフォローアップ</li> </ul>
健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市としての方向性の提示、計画策定・推進業務の枠組みの整理</li> <li>・計画策定に必要な予算や情報の支援</li> <li>・計画推進のための区・局間の連絡・調整</li> <li>・モデル事業等の開発</li> <li>・計画実現に向けた区の支援策の検討・実施</li> <li>・市域の取組の検討</li> <li>・地域の情報を分析し、情報活用のノウハウを還元</li> </ul>
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区社会福祉協議会の支援</li> <li>・区社協・地区社協が把握している情報を集約・提供する</li> <li>・地域福祉保健計画の方針に合わせた地区組織の活動育成</li> <li>・市民活動支援、各種関係団体のネットワーク化</li> <li>・市域での人材育成</li> </ul>

## 6 関連する諸計画・事業との連携

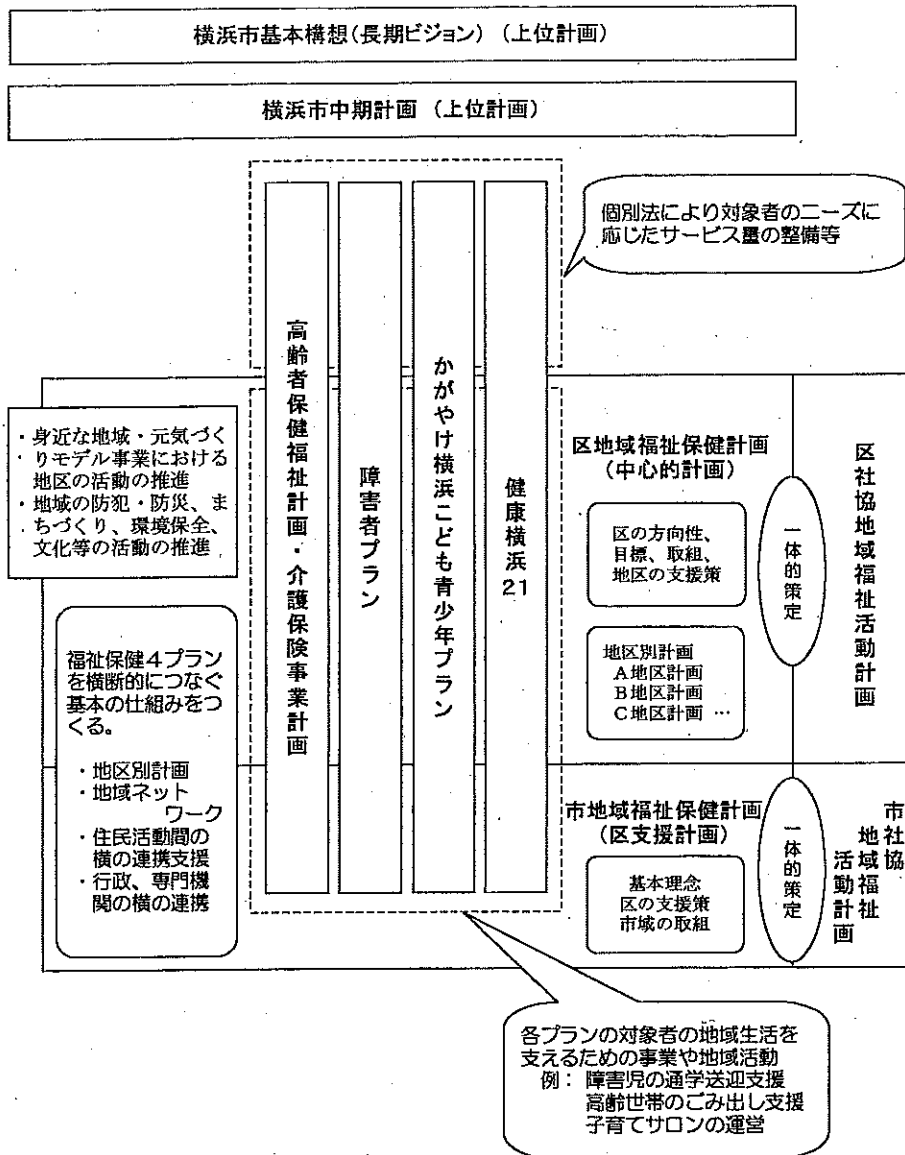
### (1) 対象者別の福祉保健計画

福祉保健4プラン（「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者プラン」「かがやけ横浜こども青少年プラン（横浜市次世代育成支援行動計画）」「健康横浜21」）との関連性や連携については、次の図のとおりです。

地域福祉保健計画には、地域生活という視点で各対象者別計画を総合化し、横につながり、実践する機能があります。計画を策定・推進する中で新たに見えてきた課題を対象者別計画に提案していきます。

対象者別の計画にも、地域での生活を支え、豊かにする視点があります。そのため支援事業の開発、サービスと連動した仕組みづくり、地域の理解促進などについては、地域福祉保健計画と連動して具体的な内容を検討していきます。

〈地域福祉保健計画と各計画との関係図〉



## (2) その他地域の住民の参加を得て推進・策定する事業

### (身近な地域・元気づくりモデル事業)

身近な地域・元気づくりモデル事業は、地域の様々な団体や個人が話し合いながら地域の課題解決に取り組み、「市民主体の地域運営(エリアマネジメント)」の仕組みをつくっていくことを目指した事業です。19年度からモデル地区において取り組みを進めています。モデル事業の検証を通して、課題解決に向けた合意形成や、地域の取組が進めやすくなる仕組みづくり、地域と行政の連携や行政の支援体制などを充実していくことを目的にしています。

地域福祉保健計画は、福祉保健をはじめとする生活課題をもつ支援が必要な人に対して、公的なサービスや住民などによる自主的な助けあい活動が相互に関連しながら提供されることで、これらの人が地域で安心して自分らしい生き方ができるようになることを目指しており、そのための身近な地域における公民協働の取組です。

どちらの事業も、地域の住民が課題を見つけ、主体的に取り組んでいくという進め方は共通しています。

地区別計画の策定・推進に取り組む地域が、身近な地域・元気づくりモデル事業のモデル地区に指定された際には、それぞれの目的に沿って担当部署が支援していくことになります。その場合には、住民に混乱を生じさせないように、区役所内部における地域支援体制を調整し、取り組んでいく必要があります。

### <参考>

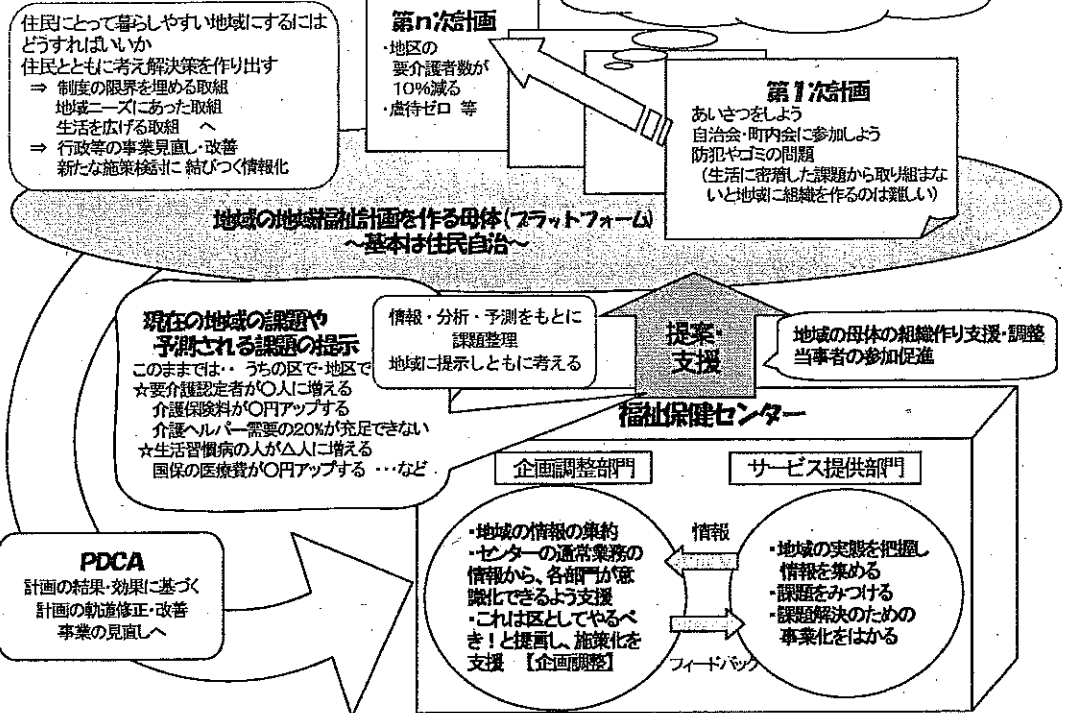
指針にある一連の地域福祉保健計画の策定・推進業務を行うには、区福祉保健センターの地域支援機能・企画調整機能を発揮して取り組むことが重要です。

地域福祉保健計画を通じた企画調整の考え方、福祉保健センターの地域支援機能の考え方を表したのが次の図です。

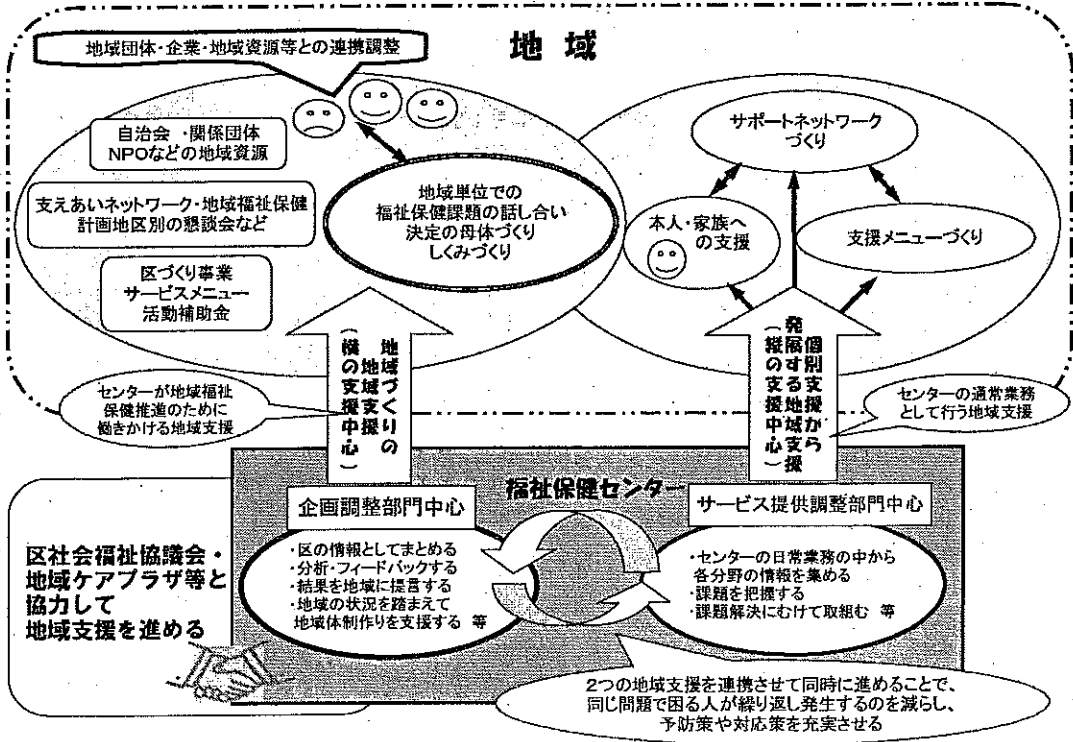
福祉保健センターは、区社協・地域ケアプラザと協力し、区役所の関係部署とも連携しながら、地域支援を推進し、地域福祉保健計画の策定・推進を住民との対話・協働を進めるツールとして活用し、地域の福祉保健サービスの充実を進めます。



**企画調整の考え方～地域福祉保健計画の例**



**福祉保健センターの地域支援の考え方**



## 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針 の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)の概要

平成14年1月28日  
社会保障審議会福祉部会

### 1. はじめに ー地域福祉推進の背景と必要性ー

- 地域社会の変容等により、不安やストレス、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待などの生活上の諸課題が複雑多様化
- 他方、ボランティアやNPOなどの活動が活発化し、社会福祉を通じた新たなコミュニティ形成の動きも顕著
- 個人の尊厳を重視し対等平等の考え方にに基づき、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていくためには、地域住民の参加が不可欠であり、その自発的、積極的な行動が重要
- 社会福祉を特定の人に対する公費の投入と考えるのではなく、むしろ福祉活動を通じて地域を活性化させるものとして積極的な視点でとらえることが必要
- 地域福祉計画が21世紀の福祉を決定づけるものとして、自治体の首長、議会のリーダーシップを期待

### 2. 地域福祉推進の理念

#### ○ 地域福祉推進の目的

「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにする。」

#### ○ 地域福祉推進の理念

##### (1) 住民参加の必要性

- 地域福祉の推進は、地域住民の主体的な参加が大前提であり、「地域住民の参加がなければ策定できない」ことが地域福祉計画の特徴

##### (2) 共に生きる社会づくり

- 地域福祉の推進は、多様性を認め合う地域住民相互の連帯が不可欠

##### (3) 男女共同参画

- 地域福祉の推進は、男女共同参画の視点が必要

##### (4) 福祉文化の創造

- 地域住民自らが主体的にかかわり地域福祉を推進することが、それぞれの地域に個性ある福祉文化を創造していくことにつながる。

### 3. 地域福祉推進の基本目標

- 生活課題の達成への住民等の積極的参加
  - 地域社会の全構成員(住民等)がパートナーシップの考えを持つことが重要
- 利用者主体のサービスの実現
  - 利用者の生活課題を総合的に把握し、適切なサービスが提供される体制を身近な地域において構築することが必要
- サービスの総合化の確立
  - 多様なサービスの十分な連携による総合的な展開が不可欠
- 生活関連分野との連携
  - 福祉、保健、医療と教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携が必要

### 4. 市町村地域福祉計画

#### (1) 計画に盛り込むべき事項

##### (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

##### ○ 目標の提示

- ニーズ調査、サービスの点検、緊急性や目標量の設定

##### ○ 目標達成のための戦略

##### ア 相談支援体制の整備

##### イ 必要なサービスを利用できる仕組みの確立

- 社会福祉従事者の専門性の向上

ウ サービスの評価等による利用者の選択の確保

エ サービス利用に結びついていない要支援者への対応

- ・ 要支援者発見機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、福祉事務所の地域福祉活動等の充実・支援

○ 利用者の権利擁護

- ・ 地域福祉権利擁護事業等の整備

(2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

○ 多様なサービスの参入促進及び公私協働の実現

○ 福祉、保健、医療と生活関連分野との連携方策

(3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

○ 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の活動への支援

- ・ 情報、知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- ・ 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携

○ 住民等の意識の向上と主体的参加の促進

- ・ 地域住民、サービス利用者の自立
- ・ 住民等の主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
- ・ 住民等の交流会、勉強会等の開催

○ 地域福祉を推進する人材の養成

(4) その他

## (2) 計画策定の体制と過程

(1) 市町村行政内部の計画策定体制

- ・ 関連計画や生活関連分野との連携を確保するため、関係部局が一堂に会した検討会の開催や部局を横断したプロジェクトチームの立ち上げも有効

(2) 地域福祉計画策定委員会

- ・ 地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する地域福祉計画策定委員会を設置
- ・ 策定委員会は原則として公開とし、進捗状況を適宜公表するなどの配慮が必要

(3) 地域福祉計画策定方針の決定

- ・ 住民等の意見を十分反映させる旨の策定方針を決定することが必要

(4) 地域福祉計画の目標の設定

- ・ 具体的で計画の達成度の判断が容易な目標を示す工夫が必要

(5) 地域福祉計画策定の手順

- ・ 地域社会の生活課題を発見し解決するには、住民等の主体的参加が欠かせないことを、まず住民等に伝えることが重要
- ・ 住民等の参加を得るためには情報伝達が重要、特に支援を必要とする人々への配慮が必要

(6) 市町村社会福祉協議会の役割

- ・ 社会福祉協議会は、地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有しており、計画策定に積極的に協力することを期待

(7) 社会福祉法人の役割

- ・ 社会福祉法人は、幅広い社会福祉の専門機能を有しており福祉サービスの拠点としての役割を期待

(8) 民生委員・児童委員の役割

- ・ 民生委員・児童委員は、地域福祉活動の担い手となることを期待

(9) 地域福祉圏域及び福祉圏の設定

○ 他の法定計画との整合性の確保等にかんがみ、必要に応じて圏域を設定

○ 地域住民の生活に密着し、一定の福祉サービスや公共施設が整備されている区域を「福祉圏」として住民参加の体制を検討

(10) 計画期間及び公表等

- 計画期間は、概ね5年とし3年で見直すことが適当
- 計画を評価する体制の確保が必要
- (11) 他の計画との関係
  - 地域福祉計画と他の福祉関係計画との関係
    - 高齢者、障害者、児童等に係る計画との整合性及び連携を図り、これらの既存計画を内包する計画として、地域福祉計画を策定
    - 障害者、児童に係る計画が未策定の場合には、地域福祉計画の策定に併せて策定を期待
  - 法定計画との関係
    - 地域福祉計画と策定済みの他の法定計画の対象分野とが重なる場合、既定の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができるとし、既存計画を優先することが適当

## 5. 都道府県地域福祉支援計画

### (1) 支援計画に盛り込むべき事項

- (1) 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
  - 市町村や市町村が実施する広域事業に対する支援
  - 福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築
- (2) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
  - 人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等
- (3) 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
  - 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び供給基盤整備の促進等
    - 社会福祉法人、非営利組織、民間事業者等への経営指導方策
    - サービスの評価等の実施方策
    - 広域的事業及び専門性が高い事業の情報提供及び相談体制の確保
    - 地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度等の実施体制の確保

### (4) その他

### (2) 支援計画の基本姿勢

- 支援計画は、市町村の自主的な地域福祉計画の達成を支援するためのもの

### (3) 支援計画策定の体制と過程

#### (1) 都道府県行政内部の計画策定体制

- 関連計画や生活関連分野との連携を確保するため、関係部局が一堂に会した検討会の開催や部局を横断したプロジェクトチームの立ち上げも有効

#### (2) 地域福祉支援計画策定委員会

- 地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、都道府県職員等が参加する地域福祉支援計画策定委員会を設置
- 策定委員会は原則として公開とし、進捗状況を適宜公表するなどの配慮が必要

#### (3) 支援計画策定方針の決定等

- 平成14年度のできるだけ早期に地域福祉計画策定ガイドラインを含む策定方針を決定することが適当

#### ○ 地域福祉計画策定に向けた気運の醸成が必要

- 平成14年度中は、住民等による問題関心の共有化・助走期間と位置づけ、支援計画は、市町村の地域福祉計画策定状況を踏まえつつ策定することが適当

#### (4) 都道府県社会福祉協議会及び共同募金会等の役割

- 社会福祉協議会等は、支援計画の策定に参加するほか、都道府県が市町村の地域福祉推進を支援する上で、大きな役割を果たすことを期待

#### (5) 地域福祉圏域の設定

#### (6) 計画期間及び公表等

#### (7) 他の計画との関係

## 地域福祉計画策定への協力ならびに地域福祉活動計画推進 における社会福祉協議会の取り組み方針

平成 15 年 11 月  
全国社会福祉協議会

### 1. 地域福祉計画および地域福祉活動計画の一体的策定の意味

○本年 4 月 1 日より、地域福祉計画に関する社会福祉法の規定が施行された。この社会福祉法制定に伴い、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」が掲げられ、その方法として「地域福祉計画」が市町村の行政計画に位置づけられた意義は大きい。

○これは、社協設立以来進めてきた地域福祉（活動）計画の取り組みが法定化され、住民参加を基調に自治体の責任としての計画づくりが着実に進められることとなるからである。

○市町村地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする行政計画である。一方、市区町村社協を中心に取り組んできた地域福祉活動計画は、地域住民や各種団体が主体的に策定する民間の活動・行動計画である。

○2つの計画は、ともに地域住民等の参加を得て策定されるものであり、当該市町村における地域福祉の推進を目的として互いに補完・補強しあう関係にある。このため、市町村自治体と市区町村社協の協働による計画づくりが重要となる。

○このため、社会福祉法における市町村地域福祉計画に係る規定の施行を契機に、行政と社協の協働による計画づくりを一步進め、計画策定過程やその内容を一部共有化するなど、市町村自治体と市区町村社協による市町村地域福祉計画および地域福祉活動計画の一体的策定を提案したい。

### 2. 市町村地域福祉計画および地域福祉活動計画の関係

○元来、市区町村社協は住民の参加や公私協働により、地域の福祉課題の把握・明確化、課題解決のための計画の策定、計画の実施、評価といった一連のプロセスにより活動を行うなど、地域福祉（活動）計画の策定を市区町村社協の基本機能に位置づけてきた。

○全社協では、平成 4 年にまとめた「地域福祉活動計画策定の手引」において、市町村自治体の策定するものを「地域福祉計画」、市区町村社協が中心となり、住民等の活動・行動を計画化したものを「地域福祉活動計画」として整理した。そこでは、地域福祉計

画は公的なサービス、およびそれと住民等による福祉活動との連結による総合的なサービスを内容とし、地域福祉活動計画は住民等による福祉活動、および地域福祉計画の実現を支援するための活動を内容とした。このうち特に住民等による福祉活動自体は地域福祉活動計画に盛り込むこととし、当該福祉活動に対する行政による支援は地域福祉計画に盛り込むよう整理している。

○今回の地域福祉計画に関する社会福祉法の規定の特徴は、地域福祉計画の策定過程に住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずること＝「住民参加」を強調したこととならんで、その内容に、地域福祉活動に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を盛り込んだ点にある。さらに、策定過程で合意された場合には、住民等による福祉活動自体も市町村地域福祉計画に盛り込むことも想定されている。

○したがって、計画作りのプロセスや計画に盛り込まれる事項について、これまで以上に共通するものが増えることから、そのプロセスおよび地域福祉推進の基本理念等を共有化するなど、地域福祉計画および地域福祉活動計画の一体的策定が重要となる。

○計画の取りまとめにあたっては、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための行政計画としての市町村地域福祉計画の性格と、地域住民や福祉活動を行う団体等が「地域福祉の担い手」として主体的に策定する民間の活動・行動計画である地域福祉活動計画の性格を考慮し、最終的にそれぞれの計画を市町村自治体あるいは住民（社協）の責任で取りまとめることが原則であるが、2つの計画を一本化した「地域福祉推進計画」としての策定が最終的に合意されるのであれば、必ずしもそれぞれの計画を分離する必要はない。

### 3. 市町村地域福祉計画および地域福祉活動計画の一体的策定の方法

#### (1) 基本的考え方

○地域福祉計画は、その策定を通じて「住民参加」と「福祉の総合化」の推進を図るものであり、市町村における地域福祉を具体化するために不可欠なものである。地域福祉を推進する団体として社会福祉法に明確に位置づけられた市区町村社協は、その使命として市町村地域福祉計画策定に協力するとともに、これにあわせ地域福祉活動計画を策定することが必要である。なお、既に地域福祉活動計画を策定している市区町村社協にあっても、社会福祉法の施行、市町村合併の進捗に伴って、地域福祉活動計画を見直す必要がある。

○市区町村社協は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有している。また、市区町村社協においては、問題析出・ニーズ把握のための調査活動、住民の合意を促進する集団討議・委員会の組織運営の技法、情報提供・福祉教育の技法等コミュニティワークの専門性を活かした計画づくりを進めている。

○このため、市町村地域福祉計画策定への協力にあたっては、これまで市区町村社協が

培ってきた地域住民の参加の推進等の実績やコミュニティワークの専門性を活かして取り組むこととなる。

## (2) 一体的策定の具体的方法

○市町村地域福祉計画および地域福祉活動計画の一体的策定にあたっては、各地域の状況に応じ具体的に以下を組み合わせる進めることが考えられる。

### ① 計画策定に係る住民懇談会やワークショップ、各種調査等を共同実施する

・市区町村社協が実績を有する住民参加の機能を活用し、住民の主体的参画のために設けられる懇談会、交流会等を共同して開催することにより、効果的、効率的に住民等の意見を集約する。

・住民ニーズの把握のために実施する各種調査を共同実施し、より効果的、効率的にニーズ把握する。

### ② 合同事務局を設置し、社協はその事務局機能を担う

・市町村自治体と市区町村社協が協働して計画を策定するために互いに職員を出し合い合同事務局を設置する。

・2つの計画策定に係る業務をすすめるために、社協は事務局機能を積極的に担う。

### ③ 市町村地域福祉計画および地域福祉活動計画を同じ委員会で検討する

・市町村地域福祉計画策定および地域福祉活動計画を策定するにあたって、策定委員会を一本化し、同じ委員会のなかで両計画の内容を検討する。必要に応じて、小委員会を開催する。

### ④ 市町村地域福祉計画および地域福祉活動計画を一体化した計画案を作成する

・市町村における地域福祉の総合的推進のため、「市町村地域福祉計画」および「地域福祉活動計画」を一体化した「地域福祉推進計画案」を策定する。

・それをもとに市町村自治体は、行政計画としての「市町村地域福祉計画」を市区町村社協は、住民等の活動計画としての「地域福祉活動計画」を策定する。

## 4. 市町村合併と計画づくりの必要性

○市町村合併が進展する中、市町村が合併前に地域福祉計画を策定することに必ずしも積極的でない場合も多い。これは地域福祉活動計画を中心に策定する市区町村社協においても同様である。

○しかし、市町村合併は新しい地域づくりともいえるものであり、地域に密着した福祉サービスや住民参加の福祉活動などを空洞化させないためにも合併前に市町村地域福祉計画や地域福祉活動計画策定作業をすすめておくことが有効である。計画策定を通じ地域住民の合併後の期待や不安をきめ細かく把握し、対応策を事前に検討していくことが、合併後の地域づくり、地域福祉の推進につながるものと考えている。

地域福祉保健に関連する諸計画一覧

名称	計画概要	計画期間	根拠法令等	担当課
横浜市基本構想 (長期ビジョン)	地方自治法に規定される、その地域における総合的かつ計画的な行政を運営するための基本構想に位置づけられるもの。横浜市を支えるすべての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針。横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定。	H18～H37頃	地方自治法	都市経営局 政策課
横浜市中期計画	横浜市基本構想で示されている「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を実現するための最初の5か年計画。	H18～H22頃	地方自治法	都市経営局 政策課
かがやけ横浜子ども青少年プラン 横浜市次世代育成支援行動計画	すべての子育て家庭が、子どもの成長段階に合わせて必要な支援を受けられる「まち」、また、家庭の大切さを認識するとともに、子育ての喜びを地域全体で共有できる「まち」、青少年の主体性と創造性を育み、青少年が思う存分その力を発揮できる「まち」よこはまを実現するための基本目標や施策等について掲載。	前期 H17～H21 後期 H22～H26	次世代育成支援 対策推進法	子ども青少年局 企画調整課
横浜市高齢者保健福祉計画・介護 保険事業計画	高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合計画として、取り組む課題を明らかにし、目標等を定めたもの。	H21～H23	介護保険法	健康福祉局 高齢健康福祉課
横浜市障害者プラン (横浜市障害福祉計画)	障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会づくりを推進するための施策や事業を掲げている。また、今後必要となるサービスを計画的に充実していくことを目的とする障害福祉計画を取りこんでいる。	H21～H26	障害者基本法 障害者自立支援 法	健康福祉局 障害企画課
よこはま保健医療プラン	横浜市の保健医療分野を中心とした施策を総合的に体系づけた中期的な指針。「神奈川県保健医療計画」の地区計画である「横浜地区地域保健医療計画」としても位置づけられている。	H20～H24	医療法	健康福祉局 企画課
健康横浜21	「市町村健康増進計画」として位置づけられている市民の健康づくりの計画。年齢・性別・国籍や病氣・障害の有無にかかわらず、一人ひとりの健康になろうと思う心を育て、それぞれの価値観に基づいて健康づくりを行い、自らが健康でありたいと思える市民を増やすことを目指す。	H13～H22	健康増進法	健康福祉局 保健事業課
市地域福祉活動計画	行政計画である横浜市地域福祉保健計画との整合性を図りながら、地域住民及び福祉保健等の関係団体・事業者が主体的に参画し策定する民間レベルの活動計画。	H17～H21 (次期 H22～H25)	H26市地域福祉 計画と一体化	市社会福祉福祉 協議会
その他の計画				
横浜市都市計画マスタープラン	市町村の都市計画に関する基本的な方針。横浜市都市計画マスタープランは、横浜市基本構想及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即している。なお、全市プラン、区プラン、地区プランの3段階で定めている。	<全市プラン> 平成12年～概 ね20年後 <区プラン>・地 区プラン> プラン策定後概 ね20年後として いるものが多い	都市計画法	<全市プラン> 都市整備局 企画課 <区プラン>・地区 プラン> 各区区政推進課



地域ケアシステムの経過

年度	主な経過	関連事項	地域福祉に関連する諸計画
S 5 8	福祉・保健・医療情報システム研究調査		
S 6 1	市老人保健推進協議会の専門部会「地域ケアシステム検討部会」の設置		
S 6 2	地域ケアシステムモデル事業（H元まで／港北区、瀬谷区）	「地域福祉システム研究調査」報告（H元.3）	「開発プラン（教育プラン）」
S 6 3			
H元	西区、中区、旭区、戸塚区を追加してモデル実施		
H 2	地域ケアサーパービス総合調整推進事業と推進体制の確立 市：地域ケアサーパービス推進協議会（H2.8） 区：地域ケアサーパービス総合調整推進会議（H3.3）		
H 3	地域ケアシステム基本指針の制定（H3.7）	在宅支援サーパービスセンター（後の「地域ケア施設」）の設置・運営開始（H3.11） 各区福祉保健相談室の設置（H4.12）	
H 4			
H 5	「保護を要する高齢者の早期把握と地域支援体制づくりに向けて」報告（H5.9）		
H 6	地域ケアシステム事業を衛生局から福祉局へ移管（H6.7）	各区福祉保健サーパービス課の設置（H6.7） 「市民参加型地域福祉活動のあり方調査」報告（H7.3） 市社協「地域福祉活動計画」策定 区づくり推進賞和歌 各区社協「地域福祉活動計画」策定	「横浜市高齢者保健福祉計画」（～H11）
H 7			
H 8	ケアマネジメント向上のために「在宅援助記録票」を作成 ひとり暮らし高齢者等定期訪問事業を全市展開		
H 9	今後の地域ケアシステムを検討するための専門委員会及び退院連携システム小委員会を設置	地域ケア施設等での在宅介護支援センター機能の本格導入 福祉のまちづくり条例の施行	「ゆめはま2010プラン」（～H13）
H 1 0	「退院連携システム」を全市展開		
H 1 1	（横浜市における今後の地域ケアシステムのあり方について（身 近な地域を単位としたきめ細かな地域ケア体制の構築）」報告 （H11.12）		
H 1 2	介護保険導入後の日常生活圏における地域ケアシステムの推進 マニュアル策定（H12.4）→「地域支えあい連絡会」の設置・運 営を開始	介護保険の運営開始 市社協「地域福祉活動計画・第2次実施計画」策定 市社協「地域福祉活動計画」策定 各区福祉保健センターの設置（H14.1） 各区社協「地域福祉活動計画・第2次実施計画」策定 各区社協「地域福祉活動計画」策定	横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（第1期） （～H16） 「ゆめはま教育プラン」 「健康横浜21」（～H22） 「よこはま子育て支援計画」（～H17） 「中期政策プラン」（～H18） 「横浜市地区保健医療計画」（～H18） 「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（第2期） （～H19）
H 1 3			
H 1 4	地域ケアサーパービス推進協議会（市レベル）の廃止		
H 1 5	各区で地域ケアサーパービス総合調整推進会議、在宅介護支援セン ター運営協議会等を統合した地域福祉保健推進会議の設置	横浜市地域福祉計画策定指針（H15.7）	
H 1 6	市地域福祉計画（～H20）		
H 1 7	区地域福祉保健センター運営協議会条例の廃止（H17.2） 区地域福祉保健計画（7区）（～H21） 「地域支えあいネットワーク推進指針」の策定（H17.11）		
H 1 8	区地域福祉保健計画策定（11区）（～H22）	地域包括支援センターの設置（H18.4） 機構改革により健康福祉局、子ども青少年局の設置（H18.4）	「かがやけ横浜子どもプラン 横浜市次世代育成支援行動計 画」（～H21） 「横浜市基本構想（長期ビジョン）」（～H37） 「横浜市中期計画」（～H22） 「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（第3期） （～H20） 「健康横浜21【改訂】」（～H22） 「横浜教育ビジョン」（～H22） 「横浜市障害者プラン」横浜市障害福祉計画－【改訂】」（～ H20）
H 1 9	地域福祉計画増補版発行（H19.6）	厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書 （H20.3）	
H 2 0			
H 2 1	第2期横浜市地域福祉保健計画（～H25）		

## 地域の状況把握に必要なデータや情報の例

	部署	高齢者支援担当
統計データ	例:各地区の高齢人口推計 地域包括支援センターエリア別要介護認定者数(要介護度別)	
年間事業計画	・個性ある区づくり推進費事業計画書 ・第1期区地域福祉保健計画(第1期平成17年度～21年度 第2期は策定中)	
開催している会議	例:徘徊SOS連絡会議 ・エリア別(地域包括支援センター別)検討会…事業企画係主催 ・地域包括支援センター3職種別(保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー)分科会…高齢者支援担当主催 ・徘徊認知症高齢者連絡会及び高齢者虐待防止連絡会(構成員…警察署、消防署、地域包括支援センター)	
参加している会議	例:区内介護保険事業者連絡会 区内介護保険事業者(ケアマネジャー・訪問介護・訪問看護・通所介護・特定施設)の各連絡会…会場等はすべて区役所	
主催・参加している大きなイベント		
関わりのある団体	地域包括支援センター	
地域で解決したい課題		

【関係機関が持っている情報】 例:地域活動ホーム 子育て支援拠点 区民活動支援センターなど  
各関係機関が把握していると思われるものをご記入ください

	関係機関名 地域包括支援センター	関係機関名	関係機関名
統計データ			
年間事業計画			
開催している会議	支えあい連絡会(事業企画係の支援、高齢者支援担当地区担当出席)		
参加している会議			
主催・参加している大きなイベント			
関わりのある団体	地区協		
解決したいと考えている地域の課題	支えあい連絡会の議題にあげられる課題		

地域の状況把握に必要なデータや情報の例

部署	障害者支援担当
----	---------

統計データ	地区別障害者手帳所持者数(更生相談所の統計データを加工できるとよいが..)
年間事業計画	精神障害者生活教室、家族教室、普及啓発講座、発達障害児放課後活動支援(支援者検討会、家族交流会)、軽度知的障害者自主活動支援、夏休み障害児支援(サマースクール、サマーキャンプ、サマーボランティア講座)
開催している会議	自立支援協議会 精神保健福祉関係機関連絡会、行政機関連絡会 発達障害支援ネットワーク連絡会
参加している会議	区障害者団体連絡会総会 地域作業所等の運営委員会 地域ケアプラザ運営協議会 夏休み障害児余暇支援事業打合せ 地域作業所等製品の販路拡大委員会
主催・参加している大きなイベント	区民まつり 各地区防災訓練 障害者団体主催のまつり
関わりのある団体	障害者関連施設(地域活動ホーム、障害児者施設、地域活動支援センター、地域作業所、グループホーム・ケアホーム等) 特別支援学校、その他区内の学校 障害者団体(肢体・視覚・聴覚)
地域で解決したい課題	障害者への理解促進、家族支援、関係機関連携ネットワークの構築 災害発生時の要援護者避難支援、ボランティア育成等

【関係機関が持っている情報】 例:地域活動ホーム 子育て支援拠点 区民活動支援センターなど  
各関係機関が把握していると思われるものをご記入ください

	相談支援事業受託者 (法人型地域活動ホーム)	作業所・グループホーム 等運営委員会	関係機関名
統計データ	相談件数、ショートステイ等サービス利用者数	利用者数	
年間事業計画			
開催している会議	運営委員会 自立支援協議会	運営委員会	
参加している会議	区障害者団体総会	区障害者団体総会	
主催・参加している大きなイベント	区障害者団体主催のまつり	同左	
関わりのある団体	自治会、民生委員児童委員、ボランティア団体等	同左	
解決したいと考えている地域の課題	障害者理解、他問題家族への地域支援、障害者支援のためのコーディネート機能、災害時の対応	利用者の生活支援、地域の障害者理解、他施設との協力	

地域の状況把握に必要なデータや情報の例

	部署	こども家庭支援担当
統計データ	例:各地区の高齢人口推計 各地区、連合ごとの年間出生数、年齢別人口、第1子の出生%、転出入の割合など 園庭開放参加者数、交流保育参加者数	
年間事業計画	各地区のあかちゃん教室(地域で応援していただいている団体名) 子育て支援事業(子育てひろば、公園あそび、保育園の地域支援事業など)	
開催している会議	例:徘徊SOS連絡会議 子ども・家庭支援相談関係機関連絡会及び児童虐待問題連絡会	
参加している会議	例:区内介護保険事業者連絡会 子育て関係団体との連絡会、主任児童委員会、小中学校校長会、中学校専任会など	
主催・参加している大きなイベント	区民まつり、	
関わりのある団体	各子育て支援団体、NPO法人、民生委員児童委員協議会、主任児童委員会 保育園、幼稚園、保健活動推進員	
地域で解決したい課題	子育ての居場所などの地域資源がない。地域のサロンの担い手不足、子育てサークルの会場不足、 地域情報の共有化、中学生の居場所など	

\*事例:各子育て支援団体が年数回集まり子育て連絡会を開催しています。その中で、ある地区の主任児童委員から利便性の悪い地区なので、なかなか子育て関係の事業が展開されないとの相談がありました。(赤ちゃん教室しか実施していない)。その中でエリアで話し合い、生協のサロンがはじまったり、公園あそびを開催する際には連合町内会長の協力あり様々な団体が見守り含め参加してくれました。連絡会が地域の課題を解決する場になった1つでした。これが有機的に区計画とつながっていったらよいかと思えます。テーマコミュニティをどう地域コミュニティと結びつけていくかが課題と思えます。

【関係機関が持っている情報】 例:地域活動ホーム 子育て支援拠点 区民活動支援センターなど  
各関係機関が把握していると思われるものをご記入ください

	関係機関名 子育て支援拠点	関係機関名 保育園	関係機関名 各子育て支援団体 地域ケアプラザ
統計データ	利用者数、年齢、地区別利用者数	地域支援事業地域別参加者数など	利用者数
年間事業計画	季節イベントなど	地域支援事業 (園庭開放、交流保育、育児相談、講演会など)	年間イベントなど
開催している会議	子育て連絡会	第3者委員会	地域ケアプラザ運営協議会
参加している会議	子育て連絡会 拠点会議	子育て連絡会	
主催・参加している大きなイベント	区民祭り	エリア別イベント (遊びにおいてよ春、夏、秋)	区民祭り
関わりのある団体	各子育て支援団体 民生委員児童委員協議会 保育園、幼稚園など	民生委員児童委員協議会	自治会、民生委員児童委員協議会 地区社会福祉協議会
解決したいと考えている地域の課題	地域との連携		次世代、後継者不足

地域の状況把握に必要なデータや情報の例

部署	運営係
----	-----

統計データ	民生委員・児童委員の地区別相談支援件数(分野別・内容別)
年間事業計画	
開催している会議	民生委員児童委員協議会定例会(区・地区) 保健活動推進委員会正(副)会長会議、地区定例会
参加している会議	区老連理事会
主催・参加している大きなイベント	区と民生委員児童委員協議会及び保健活動推進委員会の共催による講演会 健康づくり月間事業
関わりのある団体	民生委員児童委員協議会 保健活動推進委員会 区老連
地域で解決したい課題	地区社協の活性化 災害時の要援護者支援 健康づくり活動の定着 団体間の交流・連携

【関係機関が持っている情報】 例:地域活動ホーム 子育て支援拠点 区民活動支援センターなど  
各関係機関が把握していると思われるものをご記入ください

	関係機関名	関係機関名	関係機関名
統計データ			
年間事業計画			
開催している会議			
参加している会議			
主催・参加している大きなイベント			
関わりのある団体			
解決したいと考えている地域の課題			

地域の状況把握に必要なデータや情報の例

	部署	事業企画担当
統計データ	区人口推計、医務業務統計、センター事業統計、人口動態その他保健統計	
年間事業計画	地域ケアプラザ圏域単位での区地福計画活動交流会、連合町内会単位での地区懇談会	
開催している会議	地域ケアプラザ所長会、包括運営協議会、地福計画推進委員会及び分科会、地域医療救護拠点連絡協議会、区と区医師会の意見交換会	
参加している会議	地域支えあいネットワーク、コーディネータ連絡会、包括各職種会議、区社協経営委員会等、地域ネットワーク訪問事業連絡会、ボランティアフォーラム実行委員会、地域ケアプラザ運営協議会、地活ホーム運営委員会 他	
主催・参加している大きなイベント	コラボレーションフォーラム、区民まつり(健康づくり月間)、特別避難場所連絡会議、エリアマネジメント地域運営協議会 他	
関わりのある団体	区医師会、区薬剤師会、区社協、警察署、消防署、民生委員、保健活動推進委員、食生活等改善推進員、連合町内会 他	
地域で解決したい課題	要援護者を支える地域ネットワークの構築	

【関係機関が持っている情報】 例：地域活動ホーム 子育て支援拠点 区民活動支援センターなど  
各関係機関が把握していると思われるものをご記入ください

	関係機関名	関係機関名	関係機関名
統計データ			
年間事業計画			
開催している会議			
参加している会議			
主催・参加している大きなイベント			
関わりのある団体			
解決したいと考えている地域の課題			

地域の状況把握に必要なデータや情報の例

	部署	健康づくり係
統計データ	例: 各地区の高齢人口推計 H18年度までの基本健康診査データ、ガン検診受診者データ(ただし精検結果は健康福祉局保健事業課に問い合わせが必要)、各種事業実施時のアンケート結果、結核患者統計	
年間事業計画	公園運動教室(5月から12月)、専門医講演会、食育関連事業、各種ガン検診、ポリオ予防接種、エイズ検査・相談、歯科健康相談関連事業	
開催している会議	健康づくり月間事業実行委員会	
参加している会議	小・中学校長会、学校保健連絡会、DOTSカンファ	
主催・参加している大きなイベント	健康づくり月間事業 地域ケアプラザ祭、農と緑のふれあい祭り(環境活動支援センター主催)	
関わりのある団体	食生活等改善推進員、健康づくりの体操普及のための自主グループ)、保健活動推進員	
地域で解決したい課題	若い世代から(特に40~50代男性)の健康づくり対策、乳ガン罹患率の高さ、結核対策、新型インフルエンザ対策	

【関係機関が持っている情報】 例: 地域活動ホーム 子育て支援拠点 区民活動支援センターなど  
各関係機関が把握していると思われるものをご記入ください

	関係機関名 循環器呼吸器病センター、市民総合医療センター等の医療機関	関係機関名 南土木事務所、環境活動支援センター	関係機関名 フォーラム南太田
統計データ			
年間事業計画		公園運動教室	専門医講演会の共同開催
開催している会議			
参加している会議	DOTSカンファ		
主催・参加している大きなイベント		農と緑のふれあい祭り	乳ガン・子宮がん講演会
関わりのある団体		公園愛護会	
解決したいと考えている地域の課題			

地域の状況把握に必要なデータや情報の例

区社会福祉協議会
----------

【各担当の情報】

統計データ	・地区(社協)カルテ (ボランティア・市民活動団体情報、インフォーマルサービス情報、助成金情報等)
年間事業計画	・区社協事業計画書
開催している会議	・理事会、評議員会、部会、分科会 ・地区社協関係会議 ・地域活動事業別連絡会 ・地域ケアプラザコーディネーター連絡会 ・災害ボランティア連絡会(参加の場合もあり) ・当事者団体連絡会(参加の場合もあり)
参加している会議	・各地区社協会議 ・区ボランティア連絡会 ・成年後見サポートネットワーク ・地域包括支援センター連絡会 ・地域自立支援協議会 ・区作業所連絡会 ・その他関わりのある団体の会議
主催・参加している大きなイベント	社会福祉大会、フォーラム、障害者週間キャンペーン、区民まつり
関わりのある団体	地区社協、ボランティア・市民活動グループ、区・地区民児協、自治会・町内会、当事者団体(障害、子育て、介護者)、地域福祉関係団体(保護司会等)、地域ケアプラザ、地域包括支援センター、福祉(高齢、障害、子ども等)施設
地域で解決したい課題	・住民参加による課題把握・検討・解決・評価の仕組みづくり

【関係機関が持っている情報】 例:地域活動ホーム 子育て支援拠点 区民活動支援センターなど  
各関係機関が把握していると思われるものをご記入ください

	関係機関名 地区社協	関係機関名 関わりのある団体
統計データ	地区社協状況書	団体事業・活動内容他
年間事業計画	総会資料	
開催している会議	理事会・評議員会・総会、部会	
参加している会議	区社協関係会議、(行政・社協)計画関係会議、ささえあいネットワーク	
主催・参加している大きなイベント	地域まつり、地区懇談会・フォーラム(計画関係)	
関わりのある団体	自治会・町内会、地区民児協、地域関係団体、施設等	
解決したいと考えている地域の課題	各地区により異なる	



第2期横浜市地域福祉計画 区作業部会（敬称略）

	課名	職名	氏名
1	福祉保健課	港北区福祉保健課長	小山 実
2		瀬谷区福祉保健課長	大森 素治
3		保土ヶ谷区運営係長	嶋崎 靖夫
4		神奈川区事業企画係長	粒羅 百合子
5		戸塚区事業企画担当係長	池亀 拓
6		南区健康づくり係長	宮坂 洋子
7	サービス課	鶴見区サービス課長	森 崇
8		都筑区サービス課こども家庭・障害者支援担当課長	新堀 嘉代子
9		旭区福祉保健相談係長	山村 樹一
10		青葉区高齢者支援担当係長	河本 和彦
11		中区障害者支援担当係長	清水 純子
12		港南区こども家庭支援担当係長	飛田 千絵

区作業部会 区社協ワーキング委員

	所属	職名	氏名
1	区社協	西区社協 事務局長	若尾 恵子
2		金沢区社協 事務局長	酒井 正樹
3		保土ヶ谷区社協 事務局次長	柴崎 浩志
4		都筑区社協 事務局次長	八木 克賢

事務局： 市社協 企画・IT等担当 区社協機能強化担当  
健康福祉局 福祉保健課